

日本排尿機能学会学術委員会規則

制定 平成28年 3月27日

改定 平成30年12月20日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本排尿機能学会学術委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は社団法人日本排尿機能学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、学術に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学会賞選考
- (2) 河邊賞選考
- (3) 学術大会プログラムの標準化促進
- (4) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本排尿機能学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) 次年度大会長
- (3) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないが、原則として継続して2期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

1. 次年度大会長の委員としての任期は当該年度学術大会終了時から次年度学術大会終了時までの期間とする。
2. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

1. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
3. 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

1. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本排尿機能学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、平成30年12月20日から施行し、平成30年12月20日より適用する。